

(改正後)

(改正前)

### 貸金庫規定

#### 1.～2. (省略)

#### 3. (使用料)

- (1) 省略
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

なお、使用料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。

- (3) 省略

#### 4. (鍵・カードの保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章 (削除) により封印し、当組合が保管します。また、借主に貸金庫の開閉等に使用する貸金庫カードを発行しますので、借主 または 借主があらかじめ届出た代理人が保管してください。

#### 5. (貸金庫の開閉等)

- (1)～(4) 省略
- (5) 停電、故障等により、カードによる暗証番号装置の取扱いができないときは、当組合所定の貸金庫開庫依頼書 を 借主または代理人 が記入し、届出の印章を押印のうえ 提出してください。
- (6) 省略

#### 6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって 当組合 に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

- (2) 省略

#### 7. (省略)

#### 8. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当組合に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

### 貸金庫規定

#### 1～2 (省略)

#### 3(使用料)

- (1) 省略
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

(追加)

- (3) 省略

#### 4 (鍵・カードの保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章 (または署名) により封印し、当組合が保管します。また、借主に貸金庫の開閉等に使用する貸金庫カードを発行しますので、借主 および 借主があらかじめ届出た代理人が保管してください。

#### 5 (貸金庫の開閉等)

- (1)～(4) 省略
- (5) 停電、故障等により、カードによる暗証番号装置の取扱いができないときは、当組合所定の貸金庫開庫依頼書 に 借主または代理人 の氏名および暗証番号を記入し 提出してください。
- (6) 省略

#### 6 (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって 当店 に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

- (2) 省略

#### 7 (省略)

(追加)

(改正後)

(改正前)

**9. (印鑑照合等)**

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、使用されている鍵について当組合は確認する義務を負いません。

**9-1. (暗証番号照合等)**

**10. (損害の負担等)**

**11. (反社会的勢力との取引拒絶)**

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

**12. (解約等)**

(1) ~ (2) 省略  
(3) (削除) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

**13. (貸金庫の修繕、移転等)**

**14. (緊急措置)**

**15. (譲渡、転貸等の禁止)**

**16. (保証人)**

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

**17. (規定の変更等)**

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。  
(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

**18. (改廃)**

附則

この規定の変更は、令和5年4月1日から実施する。

**8-1 (印鑑照合等)**

(追加) 開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、使用されている鍵について当組合は確認する義務を負いません。

**8-2 (暗証番号照合等)**

**9 (損害の負担等)**

(追加)

**10 (解約等)**

(1) ~ (2) 省略  
(3) この貸金庫は、次の第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

**11 (貸金庫の修繕、移転等)**

**12 (緊急措置)**

**13 (譲渡、転貸等の禁止)**

(追加)

(追加)

**14 (改廃)**

附則

(追加)

(改正後)	(改正前)
以上	以上